

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	児童福祉法による保育の実施等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

秦野市は、児童福祉法による保育の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益の保護に影響を与えることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減するために十分な措置を行い、個人のプライバシー等の権利利益の保護を図っていくことを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

神奈川県秦野市長

## 公表日

令和7年1月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法による保育の実施等に関する事務
②事務の概要	児童福祉法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保育所等における保育の実施等に関する事務 ②保育料の算定、徴収、滞納整理等に関する事務 ③世帯状況等の確認に関する事務 なお、一部申請手続きについてはサービス検索・電子申請機能にて受領できるものとする。
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、中間サーバ・プラットフォーム、団体内統合連携システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童一覧表ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表 9項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠)なし (情報照会の根拠)番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の17、20
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども健康部保育こども園課
②所属長の役職名	保育こども園課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	秦野市総務部文書法制課 〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号 電話:0463-82-5119
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	秦野市こども健康部保育こども園課 〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号 電話:0463-82-9606
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月9日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月9日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的なミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策      ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入手方法を踏まえ、“対象者以外の情報”や、“必要な情報”以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成24年7月14日	5. 評価実施期間における担当部署	課長 永山 孝一	課長 内海 元	事後	
平成24年7月14日	II しいき権利断項目 1. 対象人数	平成27年10月13日	平成29年5月15日	事後	
平成24年7月14日	II しいき権利断項目 2. 取扱者数	平成27年10月13日	平成29年5月15日	事後	
平成30年9月30日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署、②所属長の役職名	課長 内海 元	課長	事後	※様式変更に伴う修正
平成30年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務、②事業の概要	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	事後	※字句修正
平成30年9月30日	II しいき権利断項目 1. 対象人数	平成29年5月15日	平成30年6月15日	事後	
平成30年9月30日	II しいき権利断項目 2. 取扱者数	平成29年5月15日	平成30年6月15日	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署、②所属長の役職名	課長	保育こども園課長	事後	※字句修正
令和1年6月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	長野市政策部文書法制課 〒257-8501 特養川原養育市桜町一丁目3番2号 電話:0463-62-3115	長野市総務部文書法制課 〒257-8501 特養川原養育市桜町一丁目3番2号 電話:0463-62-3115	事後	※字句修正
令和1年6月28日	II しいき権利断項目 1. 対象人数	平成30年6月15日	令和1年5月29日	事後	
令和1年6月28日	II しいき権利断項目 2. 取扱者数	平成30年6月15日	令和1年5月29日	事後	
令和2年10月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務、②事務の概要	児童福祉法及びこの法律に基づく条例による事務のうち、保育の実施又は措置に関する事務を行う。	児童福祉法及びこの法律に基づく条例による事務のうち、保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務を行う。	事後	
令和2年10月22日	II しいき権利断項目 1. 対象人数	令和1年5月29日	令和2年9月18日	事後	
令和2年10月22日	II しいき権利断項目 2. 取扱者数	令和1年5月29日	令和2年9月18日	事後	
令和2年12月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用、法令上の根拠	別表第一の8項	別表第一の9項	事後	※番号法改正に伴う修正
令和2年12月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の十三及び十六	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の十四及び十七	事後	※番号法改正に伴う修正
令和2年12月24日	II しいき権利断項目 1. 対象人数	令和2年9月18日	令和3年12月3日	事後	
令和2年12月24日	II しいき権利断項目 2. 取扱者数	令和2年9月18日	令和3年12月3日	事後	
令和2年12月24日	I リスク対策 8.監査	内部監査	自己点検 内部監査	事後	
令和2年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務、②事務の概要	①保育所等における保育の実施等に関する事務 ②保育料の算定、徴収、滞納整理等に関する事務 ③世帯状況等の確認に関する事務	①保育料の算定、徴収、滞納整理等に関する事務 ②保育料の算定、徴収、滞納整理等に関する事務 ③世帯状況等の確認に関する事務 なお、一部申請手続きについてはサービス検索・電子申請機能にて受替できるものとする。	事前	
令和2年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務、③システムの名称	子ども・子育て支援システム、中間サーバ・プラットフォーム、団体内統合連携システム	子ども・子育て支援システム、中間サーバ・プラットフォーム、団体内統合連携システム、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和2年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用、法令上の根拠	別表第一の9項	番号法第9条第1項 別表第一の8項	事後	
令和2年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の十四及び十七	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報提供の根拠)なし (情報照会の根拠)番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の十三	事後	
令和2年1月31日	II しいき権利断項目 1. 対象人数	令和3年12月3日	令和5年2月13日	事後	
令和2年1月31日	II しいき権利断項目 2. 取扱者数	令和3年12月3日	令和5年2月13日	事後	
令和2年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用、法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の8項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表 9項	事後	
令和2年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報提供の根拠)なし (情報照会の根拠)番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の十三及び十六	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠)なし (情報照会の根拠)番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の17、20	事後	
令和2年1月31日	II しいき権利断項目 1. 対象人数	令和5年2月13日	令和6年12月9日	事後	
令和2年1月31日	II しいき権利断項目 2. 取扱者数	令和5年2月13日	令和6年12月9日	事後	
令和2年1月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的なミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	
令和2年1月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	対象者、必要な情報の種類、入手法等を踏まえ、「対象者以外の情報」や、「必要な情報」以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。	事後	